平成２８年（フ）第７６０号
堺市北区東雲東町２丁１番27号　バローレ堺202号、前住所堺市北区北長尾町１丁４番３号　北長尾マンション503号
債務者　川合　康夫
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６４号
大阪府松原市北新町４丁目10番24号
債務者　駒井　　努
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
北海道登別市富岸町２丁目10番地22パールシティ101
債務者　乾　　清温
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
北海道室蘭市中島町３丁目19番４号２Ｆ奥
債務者　須藤　　司
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第１３６８号
名古屋市瑞穂区柳ケ枝町１丁目26番地　フレンズシティ堀田402号
債務者　齊藤　昌弘
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７６号
名古屋市南区豊田５丁目２番６号　山水荘２階11号
債務者　城　　伸芳
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５０９号
名古屋市西区花の木３丁目11番７号　パラツオ21　103号
債務者　北山　靖久
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０８０号
福岡県宗像市原町163番地４　アミュレット203号
債務者　加門堂佳一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５９号
福岡市南区若久５丁目35番30号
債務者　齋藤　朋子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３７２号
福岡市早良区次郎丸４丁目15番33―１号
債務者　俵野　優子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４００号
福岡市早良区西新４丁目４番４号
債務者　三島　恭子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４０９号
福岡市東区箱崎５丁目10番14―312号
債務者　山崎喜一郎
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４２０号
福岡市博多区博多駅前４丁目９番36―306号
債務者　佐々木絵津子（旧姓木下・松原）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４７号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋127番地７　ヴェルディ坪見　Ａ105号
債務者　柴田えりか
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４４９号
福岡市西区姪の浜３丁目32番21号
債務者　森　　千香
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４５５号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代675番地８　セジュール三代302号
債務者　塚本　由美
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部